

事業概要およびこれまでの経緯（特別地域における道路の改築の事業）

1 事業概要

- (1) 環境影響評価条例（以下「条例」という。）第 35 条の 2 第 1 項に規定する都市計画決定権者の名称：
滋賀県 滋賀県知事 三日月大造
滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
- (2) 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地：
国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 溝口宏樹
大阪府大阪市中央区大手前一丁目 5 番 44 号
- (3) 対象事業（都市計画対象事業）の名称等：
・ 名称 国道 161 号小松拡幅 13 工区
・ 種類 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 1 項に規定する特別地域における道路の改築（滋賀県環境影響評価条例施行規則別表 1 第 1 項第 4 号）
・ 規模 延長約 4.6km、4 車線道路
- (4) 対象事業実施区域（都市計画対象事業が実施されるべき区域）：
大津市および高島市

※条例第 36 条の規定により、都市計画に定められる対象事業については、都市計画の決定・変更を行う都市計画決定権者が、事業者に代わるものとして、都市計画の決定・変更をする手続とあわせて対象事業についての環境影響評価の手続きを行うことができることとなっている。

2 手続きの経緯等

(1) 方法書段階手続

- ・ 方法書の送付 令和 2 年 12 月 18 日
- ・ 方法書の公告・縦覧 令和 2 年 12 月 22 日～令和 3 年 1 月 27 日
- ・ 住民意見の受付 令和 2 年 12 月 22 日～令和 3 年 2 月 10 日
- ・ 方法書説明会 令和 3 年 1 月 15 日・令和 3 年 1 月 16 日
- ・ 審査会（方法書 1 回目） 令和 3 年 1 月 20 日
- ・ 審査会（方法書 2 回目） 令和 3 年 3 月 16 日

(2) 方法書の縦覧について

- ・ 国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所計画課（大津市竜が丘 4 番 5 号）
- ・ 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目 1 番 1 号）
- ・ 滋賀県高島環境事務所（高島市今津町今津 1758）
- ・ 大津市建設部広域事業課（大津市御陵町 3 番 1 号）
- ・ 大津市小松支所（大津市北小松 565）
- ・ 高島市都市整備部土木課（高島市新旭町北畑 565 番地）
- ・ 高島市高島支所（高島市勝野 215）
- ・ 滋賀県ホームページ

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/>)

※

本事業は条例の施行日前に都市計画決定された事業であり、条例付則第5項第2号の経過措置が適用される事業に該当することから、条例に基づく環境影響評価の手續等に関する規定が適用されない事業である。

しかしながら、都市計画変更に伴うルート帯の変更が行われたことから、軽微な変更には該当しないため、条例付則第5項に規定される条例第3章から第9章（環境影響評価方法書以降の手續き）について、手續きが必要となるものである。

滋賀県環境影響評価条例の手續きの流れ (H26.4~)

